

別記第二十七号様式その一の付表を別記第二十五号様式その一の付表とする。
 別記第二十七号様式その二の付表「別記第 27号様式 その2（第 16条関係）」を「別記第 25号様式 その2（第 15条関係）」とし、「老人保護措置費県費負担金事業実績報告書」を「年度老人保護措置費県費負担金事業実績報告書」と改め、「熊本県指令」を同じく同様式を別記第二十五号様式その二とする。
 別記第二十七号様式その二の付表を次のように改める。

別記第27号様式 その2の付表
 (別紙1)

年度老人保護措置費県費負担金精算書

市町村名

(単位:円)

区 分	法第24条第1項第2号に係る交付基準による支弁額	費用徴収基準により算定した徴収すべき額 B	その他の収入 C	県費負担基本額	県費負担額	県費負担受入済額	差 引 過 不足額 (F-E)	備 考
				A-(B+C)=D	D×1/4(町村) D×1/2(市)E	(示達済額) F		
養護老人ホーム	生活費							
	事務費							
	小計							
	移送費							
	葬祭費							
	合 計							
養護委託	生活費							
	事務費							
	小計							
	移送費							
	葬祭費							
	合 計							
やなむいを措置	生活費							
	事務費							
	小計							
	移送費							
	葬祭費							
	合 計							
	総 計							

別記第二十七号様式その二の付表を別記第二十五号様式その二の付表とす。
 別記第二十七号様式その二の付表中「市町村名」を「市町村名 (単位：円)」
 に改め、同様式を別記第二十五号様式その二の付表とす。

別記第二十八号様式を削る。

別記第二十九号様式中「別記第 29号様式(第 18条関係)」を「別記第 26号様式
 (第 16条関係)」と、「設置予定者(住所)」を「設置者の住所(所在地)」と、「名
 称(氏名)」を「設置者の氏名(名称)」と、「設置したいので」を「設置する
 ので」と改め、同様式を別記第二十六号様式とす。同様式の次に次の二様式を添付す。

別記第 27号様式 (第 16条関係)

第 号
 月 日
 年

熊本県知事 様

設置者の住所(所在地)
 設置者の氏名(名称)
 有料老人ホーム届出事項変更届

次のとおり老人福祉法第 29条第 1項各号に掲げる事項について変更したので、同
 法第 29条第 2項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
	変 更 内 容	
変 更 年 月 日	年 月 日	

別記第28号様式(第16条関係)

第 年 月 日
熊 本 県 知 事 様

設置者の住所(所在地)
設置者の氏名(名称)
有料老人ホーム廃止(休止)届
次のとおり廃止(休止)したので、老人福祉法第29条第2項の規定により届け出ます。

施 設 の 名 称	
廃止年月日(休止期間)	
廃止(休止)の理由	
現に利用している者に対する措置	
その他参考事項	

注 1 不要の文字は抹消してください。
2 休止期間は休止を開始する年月日及び休止を終了する年月日を記入してください。

別記第三十号様式及び別記第三十一号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

熊本県訓令第七号

熊本県公営企業管理規程第十三号

熊本県教育委員会訓令第八号

本庁各部課(総室・室)
各 地 方 出 先 機 関
企 業 局
教 育 庁

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県公営企業管理者 佐 藤 博 治

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程の一部を改正する訓令

熊本県訓令第十六号

熊本県広報広聴の組織及び運営に関する規程

平成十二年熊本県公営企業管理規程第十
熊本県教育委員会訓令第五号

号の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「総務部長」を「総合調整局長」に改める。

第八条中「各部」を「各部局」に改める。

第十一条中「総務部広報課」を「総合調整局広報課」に改める。

別表第一中「企画開発部次長」を「企画振興部次長」に改める。

別表第二中「総務部政策調整審議員」を「総合調整局政策調整審議員」に改め、「企画開発部政策調整審議員」を「企画振興部政策調整審議員」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第八号

熊本県教育委員会訓令第九号

熊本県人事委員会訓令第三号

熊本県監査委員訓令第一号

熊本県議会訓令第三号

熊本県公営企業管理規程第二号

知 事 部 局	潮 谷 義 子
教 育 庁	今 村 潤 子
人 事 委 員 会 事 務 局	中 島 伸 之
監 査 委 員 会 事 務 局	松 島 紀 男
地 方 労 働 委 員 会 事 務 局	荒 木 詔 之
議 会 事 務 局	佐 藤 博 治
企 業 局	

熊本県職員記章規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県教育委員会委員長 今 村 潤 子

熊本県人事委員会委員長 中 島 伸 之

熊本県代表監査委員 松 島 紀 男

熊本県議会議長 荒 木 詔 之

熊本県公営企業管理者 佐 藤 博 治

熊本県職員記章規程の一部を改正する訓令

熊本県職員記章規程（昭和四十二年熊本県訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「非常勤職員」の下に「（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）」を加える。

附 則
この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

熊本県訓令第九号

本庁各部課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年三月二十九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程（平成十年熊本県訓令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第六号中「第二条に規定する部」の下に「熊本県総合調整局設置規則（平成十四年熊本県規則第五十四号）第一条に規定する総合調整局」を加える。

第三条から第七条まで及び第十条から第十二条までの規定中「企画開発部長」を「企画振興部長」に改める。

附 則

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。